

氏名	鈴木 芳治
学位の種類	博士（経済学）
学位記番号	博経済甲第85号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
学位論文題目	戦後日本の内部統制制度に関する研究 —会社財務不正事件を防ぐための内部統制の実効性について—
論文審査委員	委員長 教授 箕輪 徳二 委員 教授 相澤 幸悦 委員 教授 近田 典行 委員 客員教授 高橋 均

論文の内容の要旨

本論文は、会社財務不正事件を防ぐためには内部統制に関する実効性が重要であるとの認識に基づき、日本の内部統制に内在している課題を歴史的に分析解明している。具体的には、内部統制に関する導入・その実効性に着目し、なぜ米国のエンロン事件などのような経営トップによる不祥事件の再発防止や是正改善対策が財務報告に係る内部統制制度なのか、それをなぜ日本の企業に適用するのかという問題の解明を試みるために、日本の内部統制について第二次世界大戦後の1950年以降(以下「戦後」と称す)の企業の会社財務不正事件と内部統制の制度導入に関する考察を踏まえ、内部統制における取締役の役割を中心に解明を試みるものである。

本論文の目的は、会社財務不正事件の是正改善対策としては社外取締役の義務化等のコーポレート・ガバナンス制度上の体制の改正では実効性に課題があり、それよりも内部通報制度や内部監査制度の拡充という内部統制制度上の改善が、より実効性ある是正改善策であるとの仮説を、戦後の会社財務不祥事の事例分析を丹念に考察し、望ましい内部統制の在り方に関する示唆を得ることである。

本研究の方法論の1つは、戦後日本における内部統制制度の導入とその変遷について、会社財務不正事件における内部統制の実効性を明らかにするために、その事件の判例等の

検証に基づいて分析説明をする。

その 2 は、本研究で考察する事例を、企業の会社財務戦略としての金融取引、とりわけ金融取引にともなう事例を中心に分析考察している。金融取引に係る事例に注目する理由は、本業の不振等を原因とする経営不振や経営破綻は、通常、経営陣が予め相当期間を経て、その可能性を認知・認識するが、金融取引を原因とするそれらの場合には、経営陣にとって寝耳に水の出来事であるということが、しばしば起こり得るからである。さらに、経営陣が損失を粉飾する目的で、自ら利用する手段としての金融取引も多い。このことは、本研究でも対象としているエンロン事件や 2008 年の金融危機の震源であるリーマン・ブラザーズ事件等の多くの事例によって実証されているのである。

本論文の構成は次のとおりである。

はじめに―問題の所在―

1. 問題の提起
2. 本論文の目的
3. 本論文の構成

第 1 章 内部統制の概念とその考え方の変遷と導入

本章のねらい

- 第 1 節 コーポレート・ガバナンスと内部統制
- 第 2 節 内部統制の考え方の変遷
- 第 3 節 日本の内部統制に関する制度の導入の背景

―会社財務関連を中心に―

小括

第 2 章 戦後日本における内部統制制度の導入と会社財務不正事件

本章のねらい

- 第 1 節 内外の主要な会社財務不正事件と内部統制
- 第 2 節 米国における内部統制制度の導入
- 第 3 節 日本における内部統制に関する裁判例
- 第 4 節 会社法および金融商品取引法による内部統制

小括

第3章 日本の内部統制の実効性に関する分析

—会社財務に関する不正事件を中心に—

本章のねらい

第1節 会社財務不正事件の類型化

第2節 会社財務不正事件と取締役、監査役、特に社外取締役の実効性

第3節 日本における内部統制の実効性の実態分析

小括

第4章 日本における内部統制機能の充実策

—会社財務に関する不正事件を中心に—

本章のねらい

第1節 社外取締役制度による内部統制の実効性への課題

第2節 内部統制機能の拡充

小括

おわりに

1. 本論文で明らかにしたこと
2. 今後の課題

第1章では、本研究の基本的枠組みである内部統制の概念とその考え方の変遷、内部統制制度の導入の背景等について体系的に論述している。ここでの内部統制の概念は、会計基準等、一般に公正妥当な会計原則等に照らして不正な会計がなされていないかを監査するという意味での内部会計統制から、経営トップから現場に従事するすべての従業員を対象にした当該企業活動によってなされる全社的なリスク・マネジメント活動の内部統制を含めるのである。こうした内部統制の考え方に至る変遷とその導入を俯瞰的に分析するとともに、その考え方を踏まえ、筆者が考える内部統制概念を論述している。

第2章では、戦後日本における内部統制制度の導入、及び会社財務不正事件と内部統

制の関連性について、先ず米国のエンロンや大和銀行事件の事例など内外の主要な会社財務に関わる不正事件の事例分析をおこない、それらの事例が内部統制の概念の変遷などにどのような影響を与えたのか等の分析を行っている。

さらに、米国における内部統制の概念と制度の変遷について、1933年の証券法制定前後から1992年のCOSOによる内部統制フレームワークの公表を経て2002年のSOX法制定に至る過程の考察を行っている。その米国の影響を強く受けていると考えられる日本の内部統制概念の変遷と導入に影響を与えた裁判例について、とりわけ取締役等の内部統制に関わる法的責任についての判断に注目した考察を行い、続けて会社法と金融商品取引法における内部統制についての取締役等の責務についての考察を行っている。

第3章では、会社財務不正事件と内部統制に関わるサンプリング調査として、会社財務不正事件として新聞等のマス・メディアで報道されているものの中から90件をサンプルとして抽出し、その事件を発覚年度別に集計した結果と学術論文として国立情報学研究所のWebサイトJAIROで公開されている論文の中から内部統制をキーワードとして検索したサンプルを同様に発表年度別に集計した結果をそれぞれ分析考察している。本章の分析考察の成果と前章で行った事例分析の結果等を踏まえて、筆者独自の会社財務不正事件の類型化を行い、表にして示している。

さらに、内外の会社財務不正事件の事例から、事件防止対策として、取締役、特に社外取締役の実効性に関する考察を行っている。本論文の重要なテーマである日本の内部統制の実効性に関する分析は、会社財務不正事件を中心に考察し、会社財務不正事件の類型化を行うとともに、社外取締役を含めた取締役制度が、内部統制における実効性があるかについて考察している。

第4章では、前章までの考察結果をもとに、社外取締役制度の内部統制に対する実効性への課題として会社財務不正事件事例にみる社外取締役の限界を挙げ、今後の日本における、より効果的な内部統制機能の充実策として内部通報制度の拡充と、特に内部監査制度の拡充を提案している。

最後に「おわりに」において、本研究で明らかにしたことと今後の課題を示している。

本論文は、内外の会社財務不正事件を丹念に分析し、その不祥事の防止策として、しばしば当然のように社外取締役や社外監査役の必要性が主張され、特に社外取締役の法律による選任義務化の議論になるのだが、その社外取締役・社外監査役の採用と配置が、会

社財務不正事件の予防、発見、解消という不正事件対策として効果があったのかを測定する
どのプロセスにおいても実効性が確かめられているものではないことを指摘した。

そしてこの分析を通して、会社財務不正事件を内部統制の観点から大きく 3 つのタイプ、
すなわちに「カジノ型」「ハイブリッド型」「不当利得供与型」に区別する類型化を提示した。不
正の 3 類型に対して当該不正の主犯像は従業員（ここでは商業使用人とする）と経営陣（こ
こでは取締役とする）の 2 類型に、さらに区別できる。それぞれのタイプに応じた原因別の内
部統制の在り方を示している。

本論文は、これまでの考察を踏まえて、日本における内部統制機能の充実策の具体的な
提案として、内部通報制度の法的保護の拡充、社外取締役の義務化に変えて、特に内部監
査人制度を法定化することを提示している。

内部監査制度を法定化するに際しては、内部監査人の資格認定を公に行い、一定以上
の知見を有することを担保する制度を同時に導入することも検討する。これに類似する先例と
しては、不動産取引における宅地建物取引主任者や貸金業における貸付業務取扱主任者
などの会社内で業務に従事するものを対象とした公的な資格制度があるとしている。

この提案の背景には、会社法における監査役の活動を円滑にするための手段として監査
役の業務を補佐する監査役スタッフを「監査役の職務を補助すべき使用人を確保するた
めの体制」(会社法第 348 条第 3 項第 4 号または第 362 条第 4 項第 6 号)として定めているが、
その設置を義務付けているものではない。上場会社のうち上位の規模の大会社でも、監査役
スタッフの人員は数名程度の規模でしかない。したがって、如何に知見の高い人格すぐれた
人物であったとしても、監査役の機能を発揮することに限界が生じることになることを指摘して
いる。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の意義は、内部統制が経営執行を担う経営陣がコーポレート・ガバナンスの
枠組みにおいて方向づけられた経営方針を適切・適正に実行するための制度的担保の
仕組みとして制度化されたマネジメントの仕組みであり、経営陣によりコントロール
される機能として概念付けたことである (27 頁)。そして、内部統制の領域を、会計
基準等の一般に公正妥当な会計原則等に照らして不正な会計がなされていないかを監
査するという意味での内部会計統制から、経営トップから現場に従事するすべての従

業員を対象にした当該企業活動によってなされる全社的なリスク・マネジメント活動の内部統制を含めている。

内部統制問題について従来の先行研究の多くが、経営学、会計監査、商法・会社法のそれぞれの研究領域からなされてきているが、本論文の研究方法の独自性は、経営学、監査論、法学等の学際的な視点から、内外の会社財務不正事件の判例を丹念に分析考察し、日本の内部統制制度の位置づけ、社外取締役の限界について考察し、その実効性を考察したもので高く評価できる。

本論文の主な新知見は、日本における内部統制機能の充実策と実効性を高めるために、具体的な提案として、内部通報制度の法的保護の拡充と、社外取締役の義務化に変えて、特に内部監査人制度を法定化することを提示したことである。内部監査人制度を法定化するに際しては、内部監査人の資格認定を公に行い、一定以上の知見を有する事を担保する制度を同時に導入することも検討する必要性を主張している。このように内部統制の実行性の向上には、取締役、監査役、監査役スタッフと内部監査人との連携強化が必要であることを主張する。そのため内部監査人の地位向上のための法制が必要であるとしている(146頁)。本論文は、この内部統制制度の実効性を高めるために、内部通報制度の拡充と内部監査人設置の提言は高く評価できる。

こうした提言の背景には、エンロン及びオリンパスの財務不正事件等の事例を考察し、日本の会社において、米国型のコーポレート・ガバナンスを選好する株主が過半数を超えた場合は別として、そのような株主側からの選択がなされない限り取締役会において委員会設置会社のコーポレート・ガバナンス構造を選択する可能性が極めて低いことは、日本の上場会社のその現状を見ると理解できるとしている。したがって、現実的な内部統制機能の充実策には、こうした日本のコーポレート・ガバナンス構造の特徴を前提として考えることが実効性の観点から重要であるとの考えからである。

本論文にも、次のようないくつかの疑問がある。その1つは、内部監査人の選出が、もし会社内部からであると、内部監査人の保身から十全に内部統制機能の発揮を担保できるのだろうか。その2つが、内部監査人制度の法定化を提言しているが、どのように提案したら経営陣に受け入れられるか、その会社導入のコストをどのように考えるか。その3つが、内部監査人の導入が、株式会社全てに導入を求めるのかなどである。

内部統制監査人制度の法定化のように新たな立法論を提言する際には、その導入に

際して疑問や反論が想定される。したがって、本論文においても、上記の疑問や反論等について想定した上で、一定の考え方や対応策を予め示しておくことが、より説得力を持つ論文となったと思われる。

本論文には、このようないくつかの疑問や課題はあるが、本論文の研究成果をいささかも低下させるものではなく、今後の研究課題として期待できるものである。

以上により、本審査委員会は、本論文を博士（経済学）の学位を授与するに相応しいと判定した。